

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	R4.10.7、R4.3.11 R4.1.13、H30.8.17 H30.7.24、H29.10.17 H29.07.18、H29.05.09、 H29.04.11、H29.02.21 H28.10.12
作 成		

検討課題	45	・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長、常任委員会委員の任期について）	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議長の責務)</p> <p>第6条 議長は、議会の代表として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>(委員長責務)</p> <p>第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について 		

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市議会においては、議長、副議長、監査委員の任期は、申し合わせにより1年としている。 ・常任委員会委員の任期は、委員会条例で1年としている。 ・常任委員会において、所管事務調査を行っているが、1年では時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究することができない。 ・全国市議会議長会の「市議会の活動に関する実態調査結果」において、議長の任期を2年としているのは、5万人未満の市では、262市のうち157市で、59.9%となっている。また、5万から10万人未満の市では、267市のうち136市で、50.9%となっている。また、委員会の任期を2年としているのは、5万人未満の市では、262市のうち199市で、76%となっている。また、5万から10万人未満の市では、267市のうち183市で68.5%となっている。(平成26年12月31日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市議会の正副議長及び常任委員会委員の任期について調査し、協議を行う。(平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会) ・議長任期を2年とすることについて、会派代表者会議の意見を聞くこととする。(平成29年5月9日第47回検討部会) ・平成29年8月7日の会派代表者会議において、改選後、議長任期を2年とすることを確認した。 ・定数18人の市議会の委員会構成及び委員任期について調査し、協議を行う。(平成29年7月18日第48回検討部会) ・今後、現在の3委員会での委員会運営の検証を行うこととした。(平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会) ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認した。(平成30年7月24日第53回検討部会) ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを決定した。(平成30年8月17日会改革推進会議) ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様とした。ただし、副議長任期については、再任を妨げないことを可とすることについて、代表者会議の意見を聞くこととした。(令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会) ・副議長任期に関して、再任を妨げないことを可とすることには合意したが、申し合わせには追記しないこととした。(令和4年3月11日 会派代表者会議) ・副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は3委員会の構成を変更しないことを決定し、この検討課題を完了とする。(令和4年10月7日第33回議会改革推進会議)